

～農地災害復旧の手引き～

- ① 『市』が『受益者』に代わり工事をする場合・・・工事費の一部を分担して頂きます。
13万円以上の費用がかかる場合が対象となります。
 (※事業費については市職員が判断します。)

	補助災害復旧事業	市単独災害復旧事業
事業費	40万円以上	13万円以上 40万円未満
受益者負担	補助残の2割 例:事業費が100万円で、補助率が50%の場合は、 100万円×50%×20% =10万円の負担	左記と同じ 例:事業費が20万円の場合は 20万×50%×20% =2万円の負担
復旧時期	3月末となる場合がある。	3月末となる場合がある。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率の確定は、1月上旬となります。 ・工事費については上限額があります。詳細については職員が現場で説明いたします。 	

※農地の補助率については、50%が基本ですが、補助率の増高制度により嵩上げがあります。(補助率は、年度により異なります。)

※国の事業決定時期によっては、繰越事業となり、翌年度完成となるケースがあります。

- ② 『受益者』が工事をする場合・・・工事費の一部を市が補助します。
5万円以上の40万円未満の費用がかかる場合が対象となります。

	農地等災害復旧事業補助金
事業費	5万円以上 40万円未満
補助金	事業費の8割 例:事業費が30万円の場合、 30万円×80%=24万円の補助金
復旧時期	早期復旧が可能。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土などの土工事が基本となります。 ・工事を、ご自分でされる場合は、重機(ダンプやバックホウなど)のリース代も対象になります。 ・市が工事をするよりも、安価になる場合があります。(業者へ依頼される際、材料費をご自分で調達することも可能です。)

※農地災害復旧事業については、個人負担が発生しますので、職員が現場で、どの事業で実施するのが受益者にとって良いかを説明しますので、地権者及び受益者の方の立会をお願いします。